

2

自殺対策の概要

(1) 自殺対策の経緯

平成8年	WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
平成12年 3月	「健康日本21」の中で自殺予防に取り組む
平成14年12月	厚生労働省自殺防止対策有識者懇談会「自殺予防に向けての提言」報告
平成17年 7月	参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
平成17年12月	「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」とりまとめ (自殺対策関係省庁連絡会議)
平成18年 5月	民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
平成18年 6月	「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
平成19年 4月	内閣府自殺対策推進室設置
平成19年 6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成21年 5月	平成21年度第1次補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」
平成24年 8月	「自殺総合対策大綱」の見直し

(2) 自殺対策基本法の概要

1 目的(第1条)

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

2 基本理念(第2条)

- ①自殺の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施
- ②単に精神保健的観点だけでなく、自殺の実態に即して実施
- ③自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺の事後対応の各段階に応じて実施
- ④様々な機関や団体の密接な連携の下で実施

3 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務(第3条～第6条)

4 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告(第8条・第9条)

5 国・地方公共団体の基本的施策(第11条～第19条)

- ①調査研究の推進等、②国民の理解の増進、③人材の確保等、④心の健康の保持に係る体制の整備、⑤医療提供体制の整備、⑥自殺発生回避のための体制の整備等、⑦自殺未遂者に対する支援、⑧自殺者の親族等に対する支援、⑨民間団体の活動に対する支援

6 内閣府に、関係閣僚を構成員とする自殺総合対策会議を設置(第20条・第21条)